

ペアレンタルコントロールのススメ

ペアレンタルコントロールとは、子どものインターネット利用に関し、予想される様々なトラブルから子どもを守るため、保護者がその利用を適切に管理することです。

青少年インターネット環境整備法・第六条（保護者の責務）では、18歳未満の青少年のインターネット利用について、保護者は利用状況を把握し、適切に管理するもの等と定められています。

1 利用状況の確認

- 子どもがインターネットを利用することのメリットとデメリットについて子どもに説明し、購入後も保護者が子どもの端末を定期的を確認すること等について子どもと話し合っただけでルールを決めている。

2 フィルタリングの設定

- 購入時に子どもが使う端末であることを、通信事業者に伝え、有害なサイトにアクセスしないよう、フィルタリングの設定をしている。

3 コンピュータウイルス対策

- ウィルス対策として、信用できないサイトからはアプリをインストールしないとともに、OSをアップデートして常に最新の状態にしている。

4 アカウントの管理

- 子どもが使用する端末のOSやアプリのアカウントとパスワードについて、各サービスの利用規約の年齢制限等を確認し、子どもまかせにしていない。

5 利用時間の制限

- 子どものメディア依存を防ぐため、深夜まで端末を使用しないよう、管理アプリ等を利用して利用時間を制限している。

6 アプリのインストール制限

- アプリのインストールは保護者の管理下でなければ行えないよう、管理アプリ等を利用して制限を行っている。

7 課金制限

- 保護者の同意なしに課金を行わないよう、利用限度額等の設定を行っている。

8 SNSの利用状況の把握

- どんな種類のSNSを利用しているか、友人等への暴力的な言動がないか、保護者が知らない人と連絡を取り合ったり、直接会っていないか等、定期的にSNSの利用状況を確認している。

9 個人情報の管理

- インターネット上に流出した画像や個人情報について、完全に回収・削除することは不可能であることを子どもに説明し、定期的に端末の利用状況を確認している。

10 ルールを守れなかった時の決まり

- ルールを守らなかった場合に、保護者がインターネット端末を預かる等の決まりがある。



古川警察署マスコットキャラクター「かけるくん」

家族でリストをチェックしてみんなが見える所にこの紙を掲示して下さい！

○大崎市内でも不適切なインターネット利用が原因で中・高生が被害に遭う事件が発生しています。

○青少年がインターネットを不適切に利用した場合、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等の様々な問題が発生します。

○スマートフォンに限らず、インターネット接続が可能なゲーム機や音楽プレーヤーも同様に保護者が管理する必要があります。

○判断力が未熟な小学生等の低年齢の子どもがインターネット端末を使用する場合は特に注意が必要です。

○サイト利用料金が未納だと嘘をつき、コンビニエンスストア等でプリペイドカードを購入させる詐欺が発生していますので、大人も注意して下さい。